

特定建設作業一覧(騒音)

次の機械を使用する作業	適用
1. くい打機、くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業	もんけん、圧入式くい打くい抜機、くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く
2. びょう打機を使用する作業	すべてのもの
3. さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業
4. 空気圧縮機を使用する作業	電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のもの(さく岩機の動力として使用する作業を除く)
5. コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	コンクリートプラントは混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のもの アスファルトプラントは混練機の混練重量が200kg以上のもの(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く)
6. バックホウを使用する作業	原動機の定格出力が80kW以上のもの(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く)
7. トラクターショベルを使用する作業	原動機の定格出力が70kW以上のもの(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く)
8. ブルドーザーを使用する作業	原動機の定格出力が40kW以上のもの(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く)